

病床の機能分化・連携に向けた県の支援

1 回復期病床転換に係る施設・設備整備の支援

地域医療構想の達成に向け、回復期病床が明らかに不足していることから、高度急性期及び急性期病床から回復期病床への転換に係る施設整備等の必要な取組に対し支援

補助対象: 病床を有する医療機関※精神単科病院を除く

支援内容: 施設整備 3,200千円/床×1/2

設備整備 6,000千円/施設×1/2

2 在宅医療提供体制の構築に係る設備整備、人材育成の支援等

【課題①;後方支援病院、在宅療養支援病院・診療所】

後方支援病院は2カ所、在宅療養支援病院8カ所、診療所96カ所に留まっており、施設数を増やす取組が必要
⇒在宅医療に取り組む医療機関の医療機器整備や訪問車両整備等への支援

補助対象: 在宅医療を実施する病院、診療所、歯科診療所、訪問看護ステーション

支援内容: 設備5,000千円×1/2

【課題②;訪問看護ステーション】

・慢性的な人材不足、・24h体制を整備するには大規模化が必要
⇒新人訪問看護師の養成に係る経費を支援

補助対象: 看護職員を増員する訪問看護ステーション

支援内容: 586千円/人×1/2

【課題③;施設間連携強化】

各地域で施設間の多職種が連携した体制づくりが必要

⇒専門研修の実施(医療従事者を対象に職種毎に回復期病床・在宅医療に必要な専門知識・技術の研修を実施)

⇒多職種連携研修の実施(多職種が一堂に会した、協働による在宅医療の円滑な実施に資する研修を実施)

3 自治体病院の機能再編成に向けた各種支援

地域の病院再編を進めるにあたって、中核となる病院の医療機能を確保する取組に対し支援